

令和5年8月吉日

お客さま各位

高鍋信用金庫

「ことら送金」取扱開始に伴う当座勘定規定の改定について

平素より高鍋信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「ことら送金」の取扱開始に伴い、当座勘定規定を下記のとおり改定します。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年8月23日

2. 今回改定する預金規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定事項

支払の範囲（決済資金への充当時限）

4. 当座勘定規定の新旧対象表は、以下のとおりです。

改定前	改定後
「当座勘定規定（一般用）」 (以下中略) 第9条（支払の範囲） （1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 （2） 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 (以下省略)	「当座勘定規定（一般用）」 (以下中略) 第9条（支払の範囲） （1） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 （2） <u>呈示された小切手、手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入または振込された資金により支払います。</u> <u>なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> （3） 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。 (以下省略)

改定後の「当座勘定規定（一般用）」は、令和5年8月23日以降、当金庫ホームページの「預金規定のご案内」をご覧ください。

以上